

網走市飲用井戸等衛生対策要領

第1 目的

この要領は、有害物質等による地下水汚染等がみられること等にかんがみ、飲用に供する井戸等及び他の水道から供給を受ける水を水源とし、水道法（昭和32年法律第177号）等の規制を受けない水道の適正管理、水質に関する定期的な検査、有害物質や病原性微生物等による汚染時における措置及び汚染防止のための対策を定めることにより、当市におけるこれら飲用井戸等について、総合的な衛生の確保を図ることを目的とする。

第2 対象施設

この要領において対象とする施設は、網走市内に所在する次の1から4に掲げる施設であって、水道法（対象：上水道、簡易水道、専用水道及び簡易専用水道）、建築物における衛生的環境の確保に関する法律（昭和45年法律第20号）（対象：特定建築物）、網走市水道事業給水条例、網走市水道事業給水条例施行規程及び網走市簡易水道事業条例の適用を受けないもの及び5に掲げる施設（以下「飲用井戸等」という。）とする。

- 1 地下水、河川水（伏流水を含む。（以下同じ。））・湖沼水、湧水を水源とし、個人住宅に居住する者に対して飲用水を供給する施設（以下「個人飲用井戸等」という。）
- 2 地下水、河川水・湖沼水、湧水を水源とし、寄宿舍、社宅、共同住宅等（以下「共同用」という。）に居住する者に対して飲用水を供給する施設（以下「共同飲用井戸等」という。）
- 3 地下水、河川水・湖沼水、湧水を水源とし、官公庁、学校、病院、店舗、工場その他の事業所等（以下「業務用」という。）に対して飲用水を供給する施設（以下「業務用飲用井戸等」という。）
- 4 水道事業の用に供する水道又は専用水道（以下「水道事業等」という。）から供給を受けた水と地下水、河川水・湖沼水、湧水を混合した水を水源とし、飲用水を供給する水槽を有する施設（以下「混合受水槽水道」という。）
- 5 水道法第14条第2項第5号に規定する貯水槽水道のうち、貯水槽の容量が10m³以下のもの（以下「小規模貯水槽水道」という。）

第3 衛生確保対策

1 実態の把握

- (1) 市は、飲用井戸等の衛生確保を図るため、飲用井戸等の設置場所、設置数、水質の状況等に関する情報を収集整理し、飲用井戸等を設置しようとする者、飲用井戸等の設置者及び管理者並びに使用者に対する啓発のため必要な措置を講ずるよう努めるものとする。
- (2) 市は、飲用井戸等の管理の適正を確保するために、飲用井戸等を設置しようとする者又は設置者若しくは管理者（以下「設置者等」という。）の協力を求め、または飲用井戸等の管理状況等について適宜必要な報告を求めるものとする。

2 衛生管理等

設置者等は、飲用井戸等の衛生を確保するため、次により管理等を行うものとする。

(1) 衛生対策

- ア 飲用井戸等及びその周辺にみだりに人畜が立ち入り、動物を飼育し、又は動物のふん尿等汚染源となる物質を搬入しないよう清潔保持に努めること。
- イ 飲用井戸等は、汚染排水施設（排水溝、排水管、汚水貯留槽等）又は汚物貯留槽（便

槽、浄化槽等）等から水平距離で5メートル以上離し、かつそれらが汚染源とならないように、管理状況の把握に努めること。

ウ 農薬、油類、各種薬品等飲用水を汚染するおそれのあるものを飲用井戸等の周囲に散布・放置等しないよう努めること。

エ 飲用井戸等の構造（井筒、ケーシング、ポンプ、吸入管、弁類、管類、井戸のふた、水槽、取水ぜき、湧出口周辺の囲い等）について、定期的に点検を行い、汚染の防止に努めること。

（２）施設の構造

ア 地下水を水源とする飲用井戸等の設置者等は、汚染を防止するため、井戸を深井戸とすることが望ましいこと。

イ 個人飲用井戸等、共同飲用井戸等及び業務用飲用井戸等で地下水を水源とするものにあっては、原則、ケーシングを地表面又は床面から 30 センチメートル以上立ち上げ、井筒の周囲に汚染防止壁等を設けるか、井戸を建物内（井戸小屋を含む。）に設けること。

ウ 個人飲用井戸等、共同飲用井戸等及び業務用飲用井戸等であって湧水を水源とするものにあっては、湧出口に囲いを設け、雨水等が混入しないよう汚染防止に努めること。

エ 共同飲用井戸等、業務用飲用井戸等及び混合受水槽水道（共同用、業務用への給水があるもの。）にあっては、塩素滅菌機を整備し、飲用水の消毒に努めること。

オ 個人飲用井戸等及び混合受水槽水道（共同用、業務用への給水があるものを除く。）にあっては、塩素滅菌機を整備し、飲用水の消毒に努めることが望ましいこと。

（３）維持管理

ア 混合受水槽水道、小規模貯水槽水道並びにこれら以外の施設であって受水槽又は高置水槽を設けている施設の設置者等は、簡易専用水道の管理基準に準じて管理することを基本とし、小規模貯水槽水道にあっては、給水を受ける水道事業等の供給規定に従い適切に管理すること。

イ 前記アに基づく管理のうち、水槽の清掃については、建築物飲料水貯水槽清掃業の知事登録業者に依頼することが望ましいこと。

ウ 業務用飲用井戸等及び混合受水槽水道（業務用への給水があるもの。）については、それらの構造及び維持管理に関する必要な帳簿等を備え、常に整理しておくこと。

3 定期及び臨時の水質検査等

設置者等は飲用井戸等の衛生を確保するため次の水質検査及び管理の状況に関する検査を行うこと。

（１）飲用水の色、濁り、臭い及び味について１日に１回以上自ら確認し、異常を認めたときは、必要に応じて市の指導を受けるとともに、必要な項目に関する臨時の水質検査を行うこと。

（２）設置者等は、本要領別表－１に示す定期の水質検査を行うこと。

（３）設置者等が水質検査を依頼するにあたっては、水道法第２０条第３項に規定する地方公共団体の機関又は厚生労働大臣の登録を受けた者に対して行うことを原則とする。

ただし、検査項目のうち可能なものについては、建築物飲料水水質検査業の知事登録業者に依頼しても差し支えないこと。

（４）設置者等が小規模貯水槽水道の管理状況について、簡易専用水道の検査を依頼する場合には、水道法第３４条の２第２項に規定する地方公共団体の機関又は厚生労働大臣の登録を受けた者に対して行うこと。

- (5) 新たに飲用井戸等を設置する場合には、給水開始前に、本要領別表－3に示す水質項目に関する検査を実施し、検査項目が水質基準に適合していることを確認すること。

ただし、小規模貯水槽水道を除く。

4 汚染防止対策

設置者等及び市は、飲用井戸等の汚染を防止するため、次により必要な措置を講ずるものとする。

(1) 設置者等が講ずる措置

設置者等は、飲用井戸等の水源の種類等に応じて、次により有害物質及び病原生物の汚染防止の措置を講ずるよう努めるものとする。

ア 有害物質による汚染対策

(ア) 共同飲用井戸等、業務用飲用井戸等及び混合受水槽水道（共同用、業務用への給水があるもの。）の設置者等は、トリクロロエチレン等、亜硝酸態窒素、硝酸態窒素及び亜硝酸態窒素などの有害物質による汚染を防止するため、水源の水質に応じて、有害物質を適切に除去する浄化装置を設置するなど必要な対策を講ずること。

(イ) 個人飲用井戸等及び混合受水槽水道（共同用、業務用への給水のあるものを除く。）の設置者等は、有害物質による汚染を防止するため、水源の水質に応じて、有害物質を適切に除去する浄化装置を設置するなど必要な対策を講ずることが望ましい。

(ウ) 共同飲用井戸等、業務用飲用井戸等及び混合受水槽水道（業務用への給水があるもの。）に有害物質を除去する浄化装置を設置している設置者等は、自ら装置の管理を行うか、又は取扱い責任者を定めて適正管理に努めること。

イ 病原生物による汚染対策

(ア) 共同飲用井戸等、業務用飲用井戸等及び混合受水槽水道（共同用、業務用への給水があるもの。）の設置者等は、エキノкокクス虫卵及びクリプトスポリジウム等の病原生物による汚染を防止するため、水源の種類に応じて、病原生物を適切に除去する装置、ろ過設備を設置するなど必要な対策を講ずること。

(イ) 個人飲用井戸等及び混合受水槽水道（共同用、業務用への給水のあるものを除く。）の設置者等は、病原生物の汚染を防止するため、水源の種類に応じて、病原生物を適切に除去する装置、ろ過設備を設置するなど必要な対策を講ずることが望ましい。

(ウ) 共同飲用井戸等、業務用飲用井戸等及び混合受水槽水道（共同用、業務用への給水があるもの。）に病原生物を除去する装置、ろ過設備を設置している設置者等は、自ら装置の管理を行うか、又は取扱い責任者を定めて適正管理に努めること。

(2) 市が講ずる措置

市は、有害物質及び病原生物による汚染を防止するため、必要に応じて水質検査を行い、または次の措置を講ずるものとする。

ア 必要に応じて業務用井戸等の立入調査を行い、施設、水質検査等の改善指導を行うこと。

イ 市の関係部局と地下水汚染に関する情報交換を行い、飲用井戸等が汚染されるおそれがある場合には、設置者等に飲用指導を行うこと。

ウ 地下水の汚染実態の把握及び汚染対策を効果的に進める調査研究に努めること。

5 汚染が判明した場合の措置

- (1) 設置者等は、その供給する水が人の健康を害するおそれがあることを知ったときは、直ちに給水を停止し、利用者にその旨を周知するとともに、市に報告しその指示に従うこと。

- (2) 設置者は、水質検査の結果、水道法に基づく水質基準を超える汚染が判明したとき、又はクリプトスポリジウム指標菌が検出されたときは市に報告しその指示に従うこと。
- (3) 市は、飲用井戸等の汚染を発見したとき、又は前記(1)若しくは(2)の報告を受けて、飲用井戸等に汚染のおそれがあると判断したときは、当該飲用井戸等の施設を立入調査するとともに、その設置者等に対し、次の改善指導を行い、後日その改善状況について確認するものとする。
- ア 水道給水区域内においては、水道水に切替えること。
- イ 水道給水区域外においては、汚染されていない水源への切替え、又は汚染原因を除去する措置を講じて飲用に供すること。
- ウ 前記ア若しくはイの措置を講ずるまでの間は、飲用には他の安全な水を供すること。
- (4) 市は、前記(3)の立入調査等から、汚染経路の把握に努め、飲用井戸等が広い範囲で汚染されていると判断したときは、汚染のおそれのある飲用井戸等の利用者に対し、広報及び飲用指導を行うものとする。
- (5) 市は、水源が広い範囲で汚染され、多くの飲用井戸等利用者に健康影響のおそれがあると判断したときは、本要領に定めるほか、緊急の対策を講ずるものとする。
- 6 水道の普及等
- (1) 市は、水道普及地域において、汚染され、又は汚染のおそれがある飲用井戸等（小規模貯水槽水道及び混合受水槽水道を除く。）の設置者等に対する水道加入の促進を図る。
- (2) 市は、小規模貯水槽水道に関し、供給規定に当該貯水槽水道の設置者の責任を適正かつ明確に定め、当該貯水槽水道の適正な維持管理の促進を図る。

附則

この要領は、平成27年4月 1日から適用する。

別表－１ 定期的水質検査

施設名 水質 検査名	業務用飲用井戸等・共同飲用井戸等 混合受水槽水道（共同用・業務用）		個 人 飲 用 井 戸 等 混合受水槽水道（一般用）		小 規 模 貯水槽水道
	地下水施設	他の施設	地下水施設	他の施設	
トリクロロエチ レン等水質検査	3年以内ごとに 1回行う。		3年以内ごとに 1回行うことが 望ましい。		
一般水質検査	1年以内ごとに1回行うこと。		1年以内ごとに1回行うことが望まし い。		1年以内ごとに 1回行うことが 望ましい。
クリプトスポリジ ウム指標菌検査等	「水道におけるクリプトスポリジウム等 対策指針」により汚染のおそれのレベル に応じた頻度で行う。		「水道におけるクリプトスポリジウム等 対策指針」により汚染のおそれのレベル に応じた頻度で行うことが望ましい。		
簡易水質検査	定期清掃の直後に行うことが望ましい。（混合受水槽水槽、小規模貯水槽水道等の受水槽又は高置水槽 を第4－2－(3)－アに基づく清掃を実施した場合）				

- (注) ・ 「一般用」とは第3－1の個人住宅に飲用水を供給する施設を示し、「共同用」とは第3－2の寄宿舍、社宅、共
同住宅等に飲用水を供給する施設を示し、「業務用」とは第3－3の事業所に飲用水を供給する施設を示す。
・ 「地下水施設」とは飲用井戸等、混合受水槽水道のうち、地下水を水源又は受水槽に混合する施設を示し、「他の
施設」とは地下水以外を水源又は受水槽に混合する施設を示す。

※上記の検査は以下のとおりとする。

トリクロロエチ レン等水質検査	水質基準に関する省令（平成15年厚生労働省令第101号）の表の上欄に掲げる事項のうち、 本要領別表－2の2欄に掲げる項目及びその他水質基準項目のうち周辺の水質検査結果から判断して検 査が必要な項目に関する水質調査
一般水質検査	水質基準に関する省令（平成15年厚生労働省令第101号）の表の上欄に掲げる事項のうち、 本要領別表－2の1欄に掲げる項目及びその他水質基準項目のうち周辺の水質検査結果から判断して検 査が必要な項目に関する水質調査
クリプトスポリジ ウム指標菌検査等	「水道におけるクリプトスポリジウム等対策指針」による原水のクリプトスポリジウム指標菌等（本要領 別表－2の3欄に記載）の水質検査
簡易水質検査	「中央管理方式の空調調和設備等の維持管理及び清掃等に係る技術上の基準（告示）に規定する別に定 める基準」（昭和58年3月18日環企第27号厚生省環境衛生局通知）の2欄に定める基準に関する水 質検査

別表－２ 水質検査に関する項目及び基準値

	項 目	基 準 値	原水・浄水の別
1	一 般 細 菌 大 腸 菌 亜 硝 酸 態 窒 素 硝 酸 態 窒 素 及 び 亜 硝 酸 態 窒 素 塩 化 物 イ オ ン 有機物（全有機炭素（TOC）の量） pH値 味 臭 気 色 度 濁 度	集落数100/ml以下であること。 検出されないこと。 0.04mg/L 以下であること。 10 mg/L 以下であること。 200 mg/L 以下であること。 3 mg/L 以下であること。 5.8以上8.6以下であること。 異常でないこと。 異常でないこと。 5度以下であること。 2度以下であること。	浄水
2	ト リ ク ロ ロ エ チ レ ン テ ト ラ ク ロ ロ エ チ レ ン 四 塩 化 炭 素 ジ ク ロ ロ メ タ ン シス－1，2－ジクロロエチレン 及びトランス－1，2ジクロロエチレン 1，4－ジオキサン ベ ン ゼ ン	0.01 mg/L 以下であること。 0.01 mg/L 以下であること。 0.002 mg/L 以下であること 0.02 mg/L 以下であること。 0.04 mg/L 以下であること。 0.05 mg/L 以下であること。 0.01 mg/L 以下であること。	浄水
3	ク リ プ ト ス ポ リ ジ ウ ム ※ ジ ア ル ジ ア ※ 大 腸 菌 嫌気性芽胞菌（ウエルシュ菌芽胞）	検出されないこと。 （ただし、クリプトスポリジウム等を除去又は不活化できる施設が整備されている場合を除く。）	原水

※クリプトスポリジウム及びジアルジアの水質検査は、「水道におけるクリプトスポリジウム等対策指針」に基づき必要に応じて実施すること。

別表－３ 給水開始前に実施する水質検査に関する項目

必 須 項 目	別表－２の１欄に掲げる項目
実施することが望ましい項目	水質基準に関する省令（平成１５年厚生労働省令第１０１号）の表の上覧に掲げる項目（別表－２の１欄に掲げる項目を除く。）ただし、消毒を行っていない場合には塩素酸、クロロ酢酸、クロロホルム、ジクロロ酢酸、ジブロモクロロメタン、臭素酸、総トリハロメタン、トリクロロ酢酸、ブロモジクロロメタン、ブロモホルム及びホルムアルデヒド（ただし、当該飲用井戸周辺の地下水等よりこれらの物質が検出されているものを除く。）を、また、水源が湖沼等水が停滞しやすい表流水でない場合には（４Ｓ，４ａＳ，８ａＲ）－オクタヒドロ－４，８ａ－ジメチルナフタレン－４ａ（２Ｈ）－オール（別名ジェオスミン）及び１，２，７，７－テトラメチルビシクロ〔２，２，１〕ヘプタン－２－オール（別名２－メチルイソボルネオール）を省略することができる。